

## 広島県情報公開・個人情報保護審査会（諮問（情）第172号）

### 第1 審査会の結論

広島県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった行政文書部分開示決定で不開示とした情報のうち、次の部分については、開示すべきである。

- 1 別紙に掲げた苦情簿で不開示とした情報のうち、公務員の職名、氏名（警部補以下であった警察職員の氏名を除く。）並びに当該公務員が所属する官公署に係る名称、住所及び電話番号
- 2 受付月日平成17年6月8日の苦情簿で不開示とした部分
- 3 受付月日平成16年1月8日の苦情簿で不開示とした情報のうち、尾道市内の団体に係る情報

### 第2 異議申立てに至る経過

#### 1 開示の請求

異議申立人は、平成17年8月2日、広島県情報公開条例（平成13年広島県条例第5号。以下「条例」という。）第6条の規定により、実施機関に対し、広島県尾道市の野犬、野良猫による迷惑がどれくらいの件数か調査するため、「苦情処理表」及び「広島県動物愛護センターがどのように対応したか分かるもの」について、保管してあるすべての文書の開示を請求（以下「本件請求」という。）した。

#### 2 請求に対する決定

実施機関は、本件請求の対象となる行政文書として、「広島県尾道市の野犬、野良猫による迷惑に関する苦情簿（保管してある全ての期間）」（以下「本件対象文書」という。）を特定し、条例第10条第2号に規定する個人情報情報を不開示として、行政文書部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成17年8月16日付けで異議申立人に通知した。

#### 3 異議申立て

異議申立人は、本件処分を不服として、平成17年8月25日付けで、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対し異議申立てを行った。

#### 4 本件処分の内容変更

実施機関は、本件処分の不開示部分のうち、「公務員の職務遂行に係る情報」「事業者名（通報者及び被通報者が特定されるものを除く。）」「個人に関する情報のうち特定の個人が識別され得ない情報」を開示することとし、また、本件処分の不開示理由として、条例第10条第3号及び第6号を追加するとして、平成18年1月16日付けで異議申立人に通知した。

### 第3 異議申立人の主張要旨

#### 1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消し，全部開示を求めるというものである。

#### 2 異議申立ての理由

異議申立人が，異議申立書で主張している異議申立ての理由は，おおむね次のとおりである。

愛護センターに関し知事あてに内容証明で問いを幾つか出したが，すべてには答えがなかった。また，申立人の息子は野犬による迷惑を受けて何度もセンターに連絡を入れた。

しかし，問題は長期間に及びいまだに解決していない。また，そのため申立人息子は病院に通院している。息子が住んでいた住所近くで何が行われていたのか，調査のため黒塗りで潰されている箇所の公開を求める。

また，センターと〇〇の〇〇〇〇との保護計画で周辺住民が迷惑を受けていたことの状況が，知事あてに出した内容証明では詳細には分からなかった。

### 第4 実施機関の説明要旨

実施機関が理由説明書及び口頭による意見陳述で説明している内容を総合すると，本件対象文書について，部分開示とした理由などについては，おおむね次のとおりである。

#### 1 本件対象文書について

本件対象文書は，犬，猫等の動物に関する苦情や相談の内容と指導の記録である。通報者あるいは相談者（以下「通報者等」という。）から電話等で聞き取った応答者が，事案ごとその都度作成している。

匿名希望者を除き，通報者等の住所，氏名（事業者名を含む。）や被苦情者の有無など苦情や相談の内容，対応予定などをまず記載するもので，これによって「狂犬病予防法」及び「動物の愛護及び管理に関する法律」に基づく必要な作業と処置を行い，当該事案の完結に至るまでの経過も記録している。

相手の了解を得たもの，あるいは，確認した事実ではなく，あくまでも，当方の判断で，電話等の中から必要と思われる事項を信頼に基づいて一方的に記録したもので，とり急ぎ作成した備忘録を兼ねたものであり，整理して作った文書ではない。

広島市，呉市，福山市を除く全県下が管内であり，保管してある全ての期間の苦情簿から，本件請求で指定されている尾道市分を抜き出したものである。

なお，本件対象文書は，法律によって公にすることを義務づけているものではなく，個人情報も含まれていることから公にできるものではない。

## 2 本件処分理由

### (1) 条例第10条第2号（個人情報）該当性について

本件対象文書には、次のとおり、条例第10条第2号（個人情報）に該当する部分が含まれているため、それらの部分を開示することができない。また、必ずしも整理して記録されていないので、個々では個人情報ではないが、関連苦情簿から推測により個人情報となることがあるので、この部分も開示することができない。

ただし、公務員の職務遂行に係るもので、公務員の職名、氏名等が不開示とされているものについては、不開示としたことは適当ではなく、開示すべきものとする。

#### ア 「通報者・相談者住所・氏名」欄及び「地図」欄について

公にされることにより、通報者等の個人が識別され、又は識別され得る情報が記載されている。

また、同欄右側の「地図」欄に、住宅地図のページ数及び該当場所を示す記号（例えば、1-A）が記載されているが、この住宅地図は、広く市販されているものであり、この部分が公にされることにより、通報者等の住所区域が特定され、ひいては、当該通報者が識別されることになる。

以上の理由により、これらの情報は条例第10条第2号に該当するため、開示することができない。

なお、これらの情報は、公表することを予定しておらず、また、人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するために公にすることが必要であるとまでは言えないため、ただし書各号に該当しない。

ただし、受付月日平成17年6月8日の苦情簿で不開示とした部分については、開示したとしても特定の個人が識別されることはないため、不開示としたことは適当ではなく、開示すべきものとする。

#### イ 「飼主等住所・氏名」欄及び「地図」欄について

公にされることにより通報者等の個人が識別され、又は識別され得る情報が記載されており、これらの情報は条例第10条第2号に該当するため、開示することができない。

#### ウ 「場所・状況」欄及び「指導状況」欄について

これらの欄については、原則として開示しているが、通報者等、飼主その他の個人の氏名、住所（住所が特定され得る場所の記載を含む。）、電話番号等、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報が記載されているものがあり、これらの情報は条例第10条第2号に該当するため、開示することができない。

なお、平成14年度の苦情簿について、個人名と当該個人の発言内容を不開示としているものがあるが、これは、この発言内容を開示すると、発言者を特定できた者から、当該個人が追及を受けるなど、不利益を被るおそれがあるため不開示とした。

(2) 条例第10条第3号（事業活動情報）該当性について

通報者又は被苦情者が事業者である場合があり、本件対象文書には、次のとおり、条例第10条第3号（事業活動情報）に該当する部分が含まれているため、それらの部分を開示することができない。

なお、これらの情報は、人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため公にすることが必要であるとまでは認められないため、第3号ただし書に該当しない。

ア 「通報者・相談者住所・氏名」欄及び「地図」欄について

事業者が識別され、又は識別され得る情報が記載されている。

これらの情報が公となった場合、被苦情者又は動物愛護家が動物愛護センターへの通報をすなわち犬・猫の処分依頼と受け取り、通報を行った事業者に対して過剰な又は余計なことをしたなどと非難・中傷することとなり、本来の事業活動に支障を生じることが予想される。

実施機関においても、野犬の保護作業を行う際、周辺の動物愛護家から、苦情者は誰かと追及を受けることがあり、苦情者が分かると、苦情者に抗議等に及ぶおそれがあるため、苦情者は明かさないこととしている。

また、尾道市においては、野犬に餌を与えるグループが存在したり、野犬を捕獲するための保護機の鍵が壊されたり、実施機関の保護作業が妨害されるといった状況がある。

以上の理由により、これらの情報は条例第10条第3号に該当するため、開示することができない。

イ 「飼主等住所・氏名」欄及び「地図」欄について

事業者が識別され、又は識別され得る情報が記載されている。

これらの情報が公となった場合、犬・猫への不適切と思われる対応の適否が問題視されることなどにより、当該事業者が社会的な信用を損なったり事業活動に不利益を生じることが予想される。

以上の理由により、これらの情報は条例第10条第3号に該当するため、開示することができない。

ウ 「場所・状況」欄及び「指導状況」欄について

これらの欄については、原則として開示しているが、通報した側又は通報された側として特定の事業者が識別され、又は識別され得る情報が記載されているものがある。これらの部分については、上記ア及びイと同様の理由により条例第10条第3号に該当するため、開示することができない。

事業者名を開示している場合と開示していない場合があるが、野犬が複数目撃され、事業者の従業員等が野犬に餌を与えている可能性がある場合及び通報者の近所である場合に不開示としている。

(3) 条例第10条第6号（行政執行情報）該当性について

本件処分で不開示とした部分については、次のとおり条例第10条第

6号に該当する部分が含まれているため、開示することができない。

動物愛護センターの苦情対応は、その多くが県民からの通報に基づくものである。動物愛護センターが県内くまなくパトロールすることは効率が悪いため、通報があった場合に、現地に行って案内してもらい、野犬の保護作業を行っている。

このため、県民からの通報が一番重要な情報収集の手段であり、また、通報内容は公開しないことを前提として、動物愛護センターを信用し、行われている。

犬・猫に係る苦情は、発生している地域の問題としてとらえられることが多く、その解決のためには、被苦情者に対する指導だけでなく、通報者を含めた地域住民の協力が必要となる。

これらの苦情は特定の地域又は人に集中する傾向があると同時に、地域の問題であることから対応も長期化することも多く、会社、施設の名称、場所名又は建物の特徴などの一部の非固有名詞等の情報については、他の情報との関連から当該苦情関係者を推測し得る場合がある。

この場合、推測される者が、通報者や相談者及びセンターの協力者であれば、野犬に餌を与えている者から追及を受けるなど、地域の間人間関係を損ない、行政不信を招くおそれがある。飼い主等の苦情関係者であれば、あたかも法律違反をしているととらえられる可能性もあり、被苦情者等の協力を得にくくなる。

また、野犬の苦情に関係する場所が特定できる情報が開示された場合、被苦情者や野犬に餌を与えている者が特定できる可能性があり、また、当該場所に野犬が多くいる場所であれば、センターの保護作業が妨害されたり、犬を飼えなくなった者が犬を捨てる可能性などがあり、野犬を増やす原因になる。

よって、これらの情報が公になった場合、地域住民との信頼関係が損なわれ、今後、地域において犬及び猫等に係る問題がありながら、県民からの必要な通報や情報提供が少なくなり、現地での案内、野犬の保護作業への協力、野犬を捕獲するための保護機の設置といった、保護作業の円滑な実施や被苦情者への適切な指導が困難となることが危惧される。

### 3 その他

異議申立人の息子は、平成14年ごろから、野犬の保護について、センターに依頼していた。野犬を保護するのが難しい地形である等の条件もあり、野犬がなかなか減らない状況ではあったが、その都度対処するなど、できる限り誠意をもって対応した。

〇〇は、異議申立人の息子の近所で、野犬を保護し、新しい飼い主を探す活動をしている。センターとしては、狂犬病予防法に基づく登録と予防注射を行うように指導はしている。この活動についての苦情は、異議申立人の息子以外からは寄せられていない。

なお、平成18年3月以降は、異議申立人の息子からのセンターへの苦情等はない。

## 第5 審査会の判断

### 1 本件対象文書について

本件対象文書は、一般の県民から、野犬・野良猫等の動物に関して、実施機関に寄せられた情報及びその対応を記録した苦情簿のうち、尾道市内の野犬及び野良猫に関するものである。

当該苦情簿には、「苦情の種類」「受付月日・完結月日」「保健所・市町村・(担当者)氏名」「通報者・相談者 住所・氏名・地図」「内容」「指導状況」の各欄が設けられている。

実施機関は、「保健所・市町村・(担当者)氏名」「通報者・相談者 住所・氏名・地図」「内容」「指導状況」の欄に記載されている情報のうち、通報者等、飼い主等の被苦情者及び実施機関の指導を受けた者（以下「被苦情者等」という。）並びに実施機関の聴取を受けるなど実施機関の業務に協力した者（以下「協力者」という。）が特定できる情報は、これらの者が個人である場合は条例第10条第2号に該当し、事業者である場合は条例第10条第3号に該当するとして、不開示情報に当たると主張している。また、いずれの場合も、条例第10条第6号に該当すると主張している。

### 2 本件処分の妥当性について

#### (1) 条例第10条第2号該当性について

条例第10条第2号（以下「第2号」という。）は、「個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を不開示とするべき情報として定めている。

ただし、同号ただし書イ「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、ロ「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」又はハ「当該個人が公務員等である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」に該当する場合は、開示するものと規定している。

実施機関は、本件対象文書のうち、通報者等、被苦情者等、協力者である個人が特定される情報について、第2号に該当するとして、本件処分を行ったとしているため、この点について検討する。

#### ア 第2号本文該当性について

本件対象文書には、通報者等、被苦情者等及び協力者（以下「苦情関係者」という。）である個人に関する情報が記載されている。

このうち、個人の氏名、住所及び電話番号（携帯電話を含む。）については、特定の個人が識別される情報であることは明らかである。

次に、個人の職業、勤務先又は役職、「地図」欄に記載されている市販の住宅地図のページ数と当該地図上の番号及び「内容」欄のうち「場所・状況」欄に記載されている苦情関係者である個人の住所を特定するための当該個人の自宅の特徴（壁の色など）又は当該個人自宅周辺に存在する施設や事業者名が不開示とされているが、これらの情報は、本件処分において、実施機関が町名まで開示していることなどを考慮すると、公にした場合、他の情報と照合することにより、特定の個人が識別され得るものと認められる。

また、平成14年度の苦情簿のうち、個人の名前と発言内容を併せて不開示としている箇所が存在するが、当該発言内容を開示すれば、一般的には発言者である個人は特定されないにしても、周辺に居住する者であれば、発言者個人が特定される可能性があるため、当該発言の内容から、例えば周辺居住者との関係を損なう等、個人の権利利益を害するおそれが認められる。

しかし、実施機関が意見陳述で認めているように、受付月日平成17年6月8日の苦情簿で不開示とした部分については、性別、年齢層及び通報時間の記載であって、公にしたとしても、特定の個人が識別され得るおそれ及び個人の権利利益が害されるおそれがあるとは認められない。

したがって、実施機関が第2号に該当するとして不開示とした情報のうち、受付月日平成17年6月8日の苦情簿で不開示とした部分は第2号本文に該当せず開示すべきであるが、それ以外の情報については、第2号本文に該当すると認められるため、不開示とした実施機関の判断は妥当である。

#### イ 第2号ただし書該当性について

まず、本件対象文書のうち、公務員の職務遂行に関する情報について、実施機関は、平成18年1月16日付けで本件処分の変更を行い、開示したとしているが、変更後の対象文書にも、公務員の職務遂行に関する個人情報が含まれていることが確認できた。

このうち、警部補以下の警察職員の氏名については、公表していないと認められるため、ただし書イ及びハに該当しないが、それ以外の職氏名及び官公署といった情報については、実施機関が口頭による意見陳述で認めているとおり、ただし書イ又はハに該当し、不開示の例外として開示すべきである。

なお、これらの公務員の職務遂行に係る情報以外は、ただし書イ及びハに該当しないことは明らかである。

次に、異議申立人は、同人の息子が野犬による迷惑を受け、病院に通院することとなったため、その当時の野犬の苦情状況を調査したいとの趣旨で、開示を求めているとも考えられることから、ただし書口について検討する。

ただし書口は、個人の権利利益は保護されるべきであるが、人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることと、不開示とすることによって保護される利益との比較衡量において、公にすることの必要性が優越していると認められる情報は、例外的に開示することを定めている。

しかしながら、本件においては、人の生命、身体等を保護するために公にすることが必要であるといった例外的な事情は認められず、ただし書口には該当しない。

したがって、上記アで第2号本文該当性を認めた情報のうち、公務員の職務遂行に関する情報で、当該公務員の職名、当時警部補以下の警察職員を除く氏名及び当該公務員が所属する官公署に係る情報はただし書イ又はハに該当し開示すべきであるが、それ以外の情報は、ただし書のいずれにも該当せず、不開示とした実施機関の判断は妥当である。

## (2) 条例第10条第3号該当性について

条例第10条第3号（以下「第3号」という。）は、「法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」を不開示とするべき情報として定めている。

ただし、同号ただし書において「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」は、開示するものと規定している。

実施機関は、本件対象文書のうち、苦情関係者である事業者及び野犬の目撃箇所又は住処（以下「苦情関係箇所」という。）を表すために実施機関が記載した当該苦情関係箇所の周辺の事業者については、第3号に該当するとして、本件処分を行ったとしているため、この点について検討する。

### ア 第3号本文該当性について

本件対象文書には、苦情関係者である事業者及び苦情関係箇所を表すために実施機関が記載した当該苦情関係箇所の周辺の事業者名が記載されている。

このうち、通報者等及び協力者である事業者の情報について、実施機関は、開示することにより、当該事業者が被苦情者及び動物愛護家から追及を受けるおそれがあると主張している。

尾道市内においては、野犬に餌を与える者の存在及び野犬を捕獲す



るための檻の鍵が壊されるといった事例が、新聞により報道されている。また、実施機関の野犬の保護活動において、周辺の住民から、苦情の通報者を明らかにするよう強い要求があるとのことである。

これらの事情を考慮すると、通報者等又は協力者である事業者の情報を開示すると、当該事業者が被苦情者及び動物愛護家から追及を受けること、また、当該事業者の周辺を野犬がはいかいしているなどといった印象を与えることにより、当該事業者のイメージが低下することなど、その正当な権利を害するおそれが認められる。

したがって、通報者等及び協力者である事業者の情報は、第3号本文に該当すると認められ、不開示とした実施機関の判断は妥当である。

ただし、協力者である事業者のうち、受付月日平成16年1月8日の苦情簿で不開示とした尾道市内の団体に係る情報については、当該団体の事業内容を鑑みると、環境衛生の推進等も含まれており、上記のようなイメージの低下などのおそれは認められないため、第3号本文該当性は認められず、開示すべきである。

次に、被苦情者等である事業者の情報についてであるが、当審査会で本件対象文書を確認したところ、被苦情者は、犬を放し飼いにしている又は従業員が野犬に餌を与えているなどといった行為に関して、実施機関から指導を受けた者である。

このような情報が開示された場合、当該事業者のイメージの低下又は周辺住民とのあつれき等により、当該事業者の正当な権利が害されるおそれがあるものと認められる。

したがって、被苦情者等である事業者の情報は、第3号本文に該当すると認められ、不開示とした実施機関の判断は妥当である。

次に、苦情関係箇所を表すために記載された事業者名であるが、実施機関によれば、不開示とした情報は、当該苦情簿に記載された苦情関係箇所が通報者等の近所である場合又は当該事業者の従業員等が野犬に餌を与えている可能性がある場合に関わるものとのことである。

そうすると、通報者の近所である場合は、上記の通報者等の事業者と同様の理由により、また、従業員等が野犬に餌を与えている可能性がある場合は、上記の被苦情者等と同様の理由により、第3号本文該当性が認められ、不開示とした実施機関の判断は妥当である。

#### イ 第3号ただし書該当性について

第3号ただし書は、事業者の事業活動により、人の生命、身体、健康、生活又は財産への危害等が現に生じているか、又は被害等が生じることが予測される状態が存在している場合には、このような危害等から人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するために開示することが必要であると認められる情報が記録されている行政文書は、開示しなければならないとの趣旨である。

しかしながら、本件においては、人の生命、身体等を保護するため

に公にすることが必要であるといった例外的な事情は認められず、ただし書には該当しない。

したがって、上記アで第3号本文該当性を認めた情報については、同号ただし書に該当せず、不開示とした実施機関の判断は妥当である。

### (3) 条例第10条第6号該当性について

条例第10条第6号(以下「第6号」という。)は、「県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を不開示とするべき情報として定めている。

実施機関は、本件対象文書のうち、不開示とした情報については、すべて第6号に該当するとして、本件処分を行ったとしているため、この点について検討する。

ただし、上記(1)又は(2)で、第2号又は第3号該当性を認められた情報については、第6号該当性を判断するまでもなく不開示とすべき情報であるため、以下、上記(1)又は(2)で第2号又は第3号該当性が認められなかった情報について検討する。

ア 公務員の職務遂行情報のうち、当該公務員の職名、警部補以下の警察職員以外の氏名及び当該公務員が所属する官公署に係る情報については、第2号に該当しないと判断したところである。

これらの情報は、他の地方公共団体等の職員が、その職務として野犬に係る苦情を実施機関に伝えたものであり、公にしたとしても、当該団体及び実施機関等の事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められないため、第6号にも該当せず、開示すべきである。

イ 受付月日平成17年6月8日の苦情簿で不開示とした部分については、特定の個人が識別されるものではないことから、第2号に該当しないと判断したものであるが、その内容からして、公にしたとしても、実施機関等の事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められないため、第6号にも該当せず、開示すべきである。

ウ 受付月日平成16年1月8日の苦情簿で不開示とした情報のうち、尾道市内の団体に係る情報については、当該団体の事業内容から、第3号に該当しないと判断したところである。

実施機関は、この情報を開示すると、当該団体から野犬に関する情報が今後提供されない可能性や協力が得られなくなる可能性を主張している。

しかし、実施機関は、同団体と日常的な連携は行っていないと説明しているし、本件対象文書を確認したところ、同団体の情報が記録されているのは、当該苦情簿1件だけであり、また、同様の団体の情報

については、別の苦情簿で開示していた。

このことからすると、同団体の情報を開示したとしても、実施機関等の事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められないため、第6号にも該当せず、開示すべきである。

(4) 公益開示について

条例第12条は、「実施機関は、開示請求に係る行政文書に不開示情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認められるときは、開示請求者に対し、当該行政文書を開示することができる。」と規定している。

上記(1)又は(2)で不開示は妥当と判断した情報については、(1)イ又は(2)イで判断したとおり、開示による公益性は認められないため、条例第12条にも該当せず、不開示とした実施機関の判断は妥当である。

3 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

整理番号	年度	受付月日	完結月日	開示すべき情報
1	平成14年度	6月6日	6月13日	警察職員の氏名※
2	同	10月23日	12月5日	警察職員の氏名※
3	同	12月24日	12月25日	官公署の住所・電話番号
4	平成15年度	4月8日	4月14日	公務員の職氏名
5	同	12月24日	3月15日	官公署の名称・電話番号, 公務員の所属部署名・氏名
6	平成16年度	5月31日	6月3日	公務員の職氏名
7	同	6月11日	6月24日	公務員の職氏名
8	同	6月11日	6月24日	公務員の職名
9	同	8月3日	8月3日	官公署の名称 公務員の職氏名 警察職員の氏名※
10	同	8月4日	1月19日	公務員の職氏名
11	同	8月5日	1月19日	公務員の職氏名
12	同	9月27日	10月15日	警察職員の氏名※
13	同	12月17日	1月11日	公務員の所属部署名・電話番号・氏名
14	平成17年度	4月12日	4月15日	警察職員の氏名※
15	同	6月17日	7月25日	警察職員の氏名※
16	同	6月30日	7月22日	公務員の職名

※当該職員が警部補以下の場合は、不開示。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
17. 9. 22	・ 諮問を受けた。
17. 9. 28	・ 実施機関に理由説明書の提出を要求した。
18. 3. 31	・ 実施機関から理由説明書を収受した。
18. 4. 13	・ 異議申立人に理由説明書の写しを送付した。 ・ 異議申立人に意見書の提出を要求した。 (異議申立人から意見書の提出はなかった。)
20. 5. 26 (平成20年度第2回第1部会)	・ 諮問の審議を行った。
20. 6. 30 (平成20年度第3回第1部会)	・ 実施機関の職員から本件処分に対する意見を聴取した。 ・ 諮問の審議を行った。
20. 7. 28 (平成20年度第4回第1部会)	・ 諮問の審議を行った。
20. 9. 1 (平成20年度第5回第1部会)	・ 諮問の審議を行った。
20. 9. 30 (平成20年度第6回第1部会)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（五十音順）

今 井 光	弁護士
真 田 文 人	弁護士
鈴 木 玉 緒	広島大学大学院社会科学研究科准教授
西 村 裕 三 ( 部 会 長 )	広島大学大学院社会科学研究科教授